

事 務 連 絡  
平成20年 9 月 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### シアン化合物を含有する食品の取扱いについて

標記については、平成20年7月8日付け事務連絡により、原材料に杏子の種子を使用した食品による複数のシアン検出事例を踏まえ、天然にシアン化合物を含有する食品（検査命令対象品を除く。）について、自主検査等の指導の徹底をお願いしているところです。

今般、亜麻の実を搾油用原料として油に加工する場合の取扱いについての相談事例を踏まえ、標記の取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、引き続き、輸入者への指導の徹底をお願いします。

なお、平成20年7月8日付け事務連絡については、本日をもって廃止します。

### 記

1. 天然にシアン化合物を含有することが知られている食品及びその加工品（検査命令対象食品を除く。）については、輸入の都度、貨物を保留の上、シアン化合物に係る自主検査を指導すること。

なお、10ppmを超えてシアン化合物を検出した場合にあつては、食品衛生法第6条違反として措置すること。

<主な食品> 亜麻の実、杏子の種子、梅の種子、ビターアーモンド

2. 搾油用原料として輸入され、国内において油に加工されるなど、最終製品中にシアン化合物が検出されないことが明らかな場合にあつては、1の検査を要しないものとする。その場合にあつては、当該品が国内において当該目的以外に使用されないことを確認すること。

3. 1の検査により10ppmを超えてシアン化合物を検出した場合であっても、国内における調理・加工等により、最終製品においてシアン化合物の摂取量が低減されることが確認された別添の事例については、食品衛生法第6条違反に該当しないものとして取り扱っているので、参考とすること。